

前田綱利(綱紀)知行宛行状

(書き下し文)

亡父次郎左衛門知行

貳百三拾石 所附在事

別紙

無相違令扶持畢

右全可収納者也仍

如件

寛文十二

八月十六日 綱利(花押)

中村兵左衛門殿

(読み)

ぼうふじろうざえもんちぎょう

にひやくさんじゅつこくところつけありべしこと

そういなくふちせしめおわんぬ

みぎまつたくしゅうのうべきものなりよつて

くだんのごとし

かんぶんじゅうに

はちがつじゅうろくにち

つなとし

なかむらへいざえもんの

知行目録并養子仰付状

(書き下し文)

養父遺知

五拾石 山崎才三郎

嘉永三庚戌二月朔日

亡養父外茂紀

知行無相違 外茂紀養子

一五拾石 山崎才三郎

末期願置候通寺本

清丞二男才三郎儀

養子被 仰付

大組江被 加也

(読み)

ようふいち

ごじゅっこく

やまざきさいさぶろう

かえいさんかのえいぬにがつついたち

ぼうようふともき

ちぎようそういなく

ひとつごじゅっこく

ともきようし

やまざきさいさぶろう

まつごねがいきそうろうとおりてらもと

せいのごようじなんさいさぶろう

ようしおおせつけられ

おおぐみへくわえられるなり

知行所附状

(書き下し文)

知行所附之事

草高

一拾石三斗四升五合 石川郡
中林村

御印免五ツ八歩

草高

一五石壹斗七升貳合 河北郡
今町村

御印免五ツ八歩

草高

一貳拾三石貳斗九升五合 新川郡
荻生村

御印免四ツ四歩

草高 三拾八石八斗壹升貳合

本高五拾石内 貳拾五石 加州免 三ツ六歩

貳拾五石 越中免 四ツ壹歩

右之外口米夫銀共如 公義御定可収納者也

嘉永三庚戌年二月朔日(政通印)

山崎才三郎

(読み)

ちぎょうところつけのこと

くさだか

ひとつじゅっこくさんとうよんしょうごごう

いしかわぐんなかばやしむら

ごいんめんいつつはちぶ

くさたか

ひとつごこくいつとうななしょうにごう

かほくぐんいままちむら

ごいんめんいつつはちぶ

くさだか

ひとつにじゅうさんごくとくぎゅうしょうごごう

にかわぐんおぎゅうむら

ごいんめんよつよぶ

くさだかしめさんじゅうはちこくはつとういつししょうにごう

ほんだかごじゅっこくのうち

にじゅうごこくかしゅうめんみつろくぶ

にじゅうごこくえつちゅうめんよついちぶ

みぎのほかくちまいぶぎんともこうぎおさだめのごとくしゅうのうすべきものなり

かえいさんかのとてぬとしにがつついたち

やまざきさいさぶろう

仁岸宗右衛門遺書

(書き下し文)

私儀坊主頭仁岸尚全嫡子御座候処天保四年七月十一日亡父尚全
為跡目被 召出遺知百五拾石無相違拜領被 仰付組外江
被指加誠結構被 召仕難有仕合冥加至極ニ奉存候然処何之
御奉公茂不申上病死可仕儀無是非次第ニ奉存候御礼之儀
何分宜敷被仰上可被下候せか連鉢太郎儀當年七歳罷成申候
此者御慈悲を以如何様ニ茂被 召出被下候者重疊難有
仕合可奉存候此等之趣御序を以可然様被達
御聴可被下候急死難斗兼而相調置申候以上

弘化三年六月廿二日

仁岸宗右衛門(花押)

山口常三郎殿

高木兵部殿

(読み)

わたくしぎぼうずがしらにぎししようぜんちゃしにござさうろうところてんぼうよねんしちがつじゅういちにちぼうふしようぜん

あとめとしてめしだされいちひやくごじゅうこくそういなくはいりようおおせつけられくみはずれへ

さしくわえられまことにけっこうめしつかえられありがたくしあいにもようがしごくにぞんじたてまつりさうろしかるるところなんの

ごほうこうももうしあげずびょうしつかまつるべくぎぜひなくしだいにぞんじたてまつりさうろおれいのぎ

なにぶんよろしくおおせあげられくださるべくさうろせがれきよたろうぎとうねんなさいまかりなりもうしさうろ

このものおじひをもつていかようにもめしだされくたされそうらはばちようじゅうありがたくしあいにぞんじたてまつるべくさうろこれなどのおもむきおついでをもつてしかるべくようおききにたっせられ

くださるべくさうろきゅうしはかりがたくかねてあいととのえおきもうしさうろいじょう

こうかにねんろくがつにじゅうにち

にぎしさうろえもん

やまぐちつねさぶろうどの

たかぎひょうぶどの